「(仮称)市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に 関する要綱(案)」の概要について

1. 要綱(案)

(1) 目的

本市は、全ての人の人権が尊重され、性自認、性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を設けるものとします。

(2) 定義

① パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面又は精神面で互いに協力し合うことを約した双方に係る社会生活関係をいいます。

② ファミリーシップ

パートナーシップ関係にある双方及びその一方又は双方の未成年の子を含む 社会生活関係をいいます。

(3) 届出制

- ① パートナーシップを形成している者は、パートナーシップ又はファミリーシップ関係にあることを市長に届け出ることができます。
- ② 届出を行うことができる者は、次の要件を全て満たしている者とします。 ア いずれか一方が、本市に住所を有していること又は本市への転入を予定し ていること。
 - イ 成年であること。
 - ウ婚姻をしていないこと。
 - エ 当該相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
 - オ 双方が民法第734条から736条の近親者でないこと。(ただし、同性間のパートナーが養子縁組をしている場合は、届出可能。)
- ③ 届出の際には、通称名を使用することができます。

(4) 届出に必要な書類

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ届出書
- ② 戸籍謄本等、独身であることがわかる書類
- ③ 住民票の写し
- ④ 運転免許証等の本人確認書類

(5) 交付する書類等

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書(以下「届出受理証明書」といいます。)
- ② パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード(以下「届出受理証明カード」といいます。)
- ③ 民間企業のブロックチェーン証明書の導入を予定しています。

(6) その他

- ① 届出受理証明書・届出受理証明カードの交付を受けた者で、パートナーシップ関係又はファミリーシップ関係について証明を受ける必要のある者には、届出事項証明書を発行します。
- ② 届出の内容に変更があったときは、届出事項変更届の提出が必要です。
- ③ パートナーシップ関係の解消時や当事者双方が市外に転出した際には、その旨の届出書の提出並びに届出受理証明書及び届出受理証明カードの返還が必要です。
- ④ 届出書等、本制度にかかわる書類の保存期間は、30年とします。
- ⑤ 市が行う施策については、本制度(届出及び届出受理証明書・届出受理証明カード)の趣旨を踏まえ、適切に取り扱います。
- ⑥ 市は、本制度(届出及び届出受理証明書・届出受理証明カード)の趣旨が 適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周 知啓発に努めます。

2. 担当課及び連絡先

総務部多様性社会推進課

〒 272-0034 市川市市川1-24-2

(TEL: 047-322-6700, FAX: 047-322-6888)